

欧州およびハンガリーの 手話言語法

アダム・コーシャ

欧州議会議員
障害インターグループ共同代表

ハンガリーろう者・難聴者協会会長

2015年3月25日
日本/東京



テーマについて

障害者権利条約

人権としての言語権

EU加盟国における手話

ハンガリーの手話言語法

施行





国連障害者権利条約(CRPD)は 何を述べているか?

第8条 - 意識の向上

1. 締約国は、次のことのための即時の、効果的かつ適切な措置をとることを約束する:
 - a) 障害者に関する**社会全体**(各家庭を含む)の**意識を向上させ**、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成すること。

このため、1の措置には次のことを含む。

- b) **教育制度の全ての段階**(幼年期からの全ての児童に対する教育制度を含む。)において、障害者の権利を尊重する態度を**育成すること**。
 - d) 障害者及びその権利に関する**啓発のための研修計画を促進すること**。



国連障害者権利条約(CRPD)は アクセシビリティについて何を述べているか?

第9条 – アクセシビリティ

2. 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。
- e) 公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進するため、人又は動物による支援及び仲介する者(案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。)を提供すること。

他にも、教育、スポーツ、余暇時間等に関する条項が規定されている。



国連障害者権利条約(CRPD)は 情報へのアクセスについて何を述べているか?

第21条 - 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。

第2条 – 定義: 「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

言語権と人権

- 言語権に関する重要な文書として、世界言語権宣言(1996)、ヨーロッパ地方言語・少数言語憲章(1992)、児童の権利に関する条約(1989) 等がある。
- **言語権 + 人権 = 言語人権**：言語人権とは言語権に含まれるが、言語権イコール言語人権なのではない。人権として必要な権利とは、基本的ニーズのため、また威厳のある生活を送るために必要なもの。例えば、言語に関連したアイデンティティ、母国語へのアクセス、公用語へアクセスする権利、他言語への選択を強制されないこと、言語に基づいた公的な初等教育へのアクセス、自分の言語を有する少数派グループの権利。



欧州連合(EU)における手話の状況

- 憲法で手話に言及
 - オーストリア、フィンランド、ハンガリー、ポルトガル
- 言語法もしくは同等の法律で手話に言及
 - ベルギー、キプロス、チェコ、エストニア、フィンランド、ハンガリー、ラトビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン
- 他の法律や法律文書で手話に言及
 - オーストリア、ベルギー、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、アイルランド、リトアニア、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スペイン、スウェーデン、英国
- 政府もしくは議会が手話を正式に認知
 - オーストリア、ベルギー、キプロス、チェコ、エストニア、フィンランド、ドイツ、ハンガリー、リトアニア、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国



欧州連合(EU)と手話

ろう者のための手話に関する欧州議会決議 (1988)

6. 欧州共同体(訳注:欧州連合の前身)の諸機関が主催し、ろう者が出席する会議に、原則として手話通訳を用意する手本を示すよう要求。

手話に関する欧州議会決議 (1998)

8. 欧州連合(EU)の諸機関が主催する公開会議が、ろう者にとってアクセシブルになるよう、要請に応じて手話通訳をつけることを委員会及び締約国に要求。

11. ろう者が除外されることのないよう、マルチメディア・アプリケーションのユニバーサル・デザインを保障するための対策の導入を、委員会に要求



ハンガリー手話及びハンガリー手話の使用に関する2009年法律

- 世界でも複雑な手話の法律
- 手話を、それ自体の権利をもつ言語として認知
- 手話通訳サービスの保障
- ろう児を手話またはバイリンガル(訳注:手話+音声言語)で教育することを必須化
- 公共サービスへの対等なアクセスを提供
- 刑事訴訟に手話通訳者を設置
- 手話通訳の放送時間を規定するよう、ラジオ・テレビ放送法を改正(例:2015年は1日14時間)



ハンガリー手話法の制定前と制定後

- 制定前:
 - ハンガリーの法体系に、言語人権に関する法律はなし
 - 理解の低さ
 - アクセシビリティの弱さ
 - 就労率の低さ
 - ろう者の権利擁護の弱さ
- 制定後:
 - 障害および言語的少数者への言語人権 + 新しい法律
 - 理解の高まり
 - アクセシビリティの改善
 - 就労率の向上
 - 権利擁護の強化
 - 社会参加の機会増加

施行

- あらゆる法制定は重要なステップではあるが、法の施行が大切
- ハンガリー手話法の施行:
 - 手話通訳者サービスに関する行政規則
 - 有資格手話通訳者の認定に関する行政規則
 - 字幕に関する法律
 - 準備中: 障害児を持つ親のための情報パック
- ハンガリー手話法の施行プロジェクト:
 - ろう者や難聴者のための、KONTAKT社ビデオ・リレーサービス・ビデオ通訳サービス(利用者1,200名、8,500 時間/月)
 - 「SIGNificant Chance (重要な機会)」プロジェクトー手話言語の研究、コーパス、新しいバイリンガル教育の方法論

最後に

以下の分野でさらなる取り組みが必要...

- ろう者・難聴者や彼らのニーズに関する調査及びデータ
- ロビー活動のための共通戦略
- 官民のサービス業者に向けた、手話通訳者のPR活動の強化
- 専門的・テーマ別イベント時、通訳者と依頼者の組織化された相談（訳注：通訳コーディネーター）
- 組織的かつ専門的アイデンティティ（プログラム）の強化のための資源、情報
- 構造基金によるIT投資への取り組みを支援する方法
- 依頼者、通訳者、サービスのニーズをより把握する手段として、ろう文化への理解



ご清聴ありがとうございました!